

(第1号議案)

## PTA 規約の改正について

### 1 議案内容

PTA 規約の改正について、PTA 規約第6条及び附則第1条により規約の改正を提案します。

### 2 改正の趣旨について

PTA 活動の経費は、保護者費からの補助金で運営するので、文言の改正をするものです。

### 3 改正点

会費を廃止することから、会費という文言を消し、PTA に係る経費は保護者費からの補助金、寄付金、その他であって、会費の額については定めません。

### 4 以上のことから、現行の規約を以下の通り変更することを発議します。

第22条 (削除)

改正第22条

「この会の経費は、補助金、寄付金、その他である」

(第2号議案)

## PTA 規約の改正について

### 1 議案内容

PTA 規約の改正について、PTA 規約第6条及び附則第1条により規約の改正を提案します。

### 2 改正の趣旨について

PTA の任意加入の明確化に伴い、入退会の規定が必要となったことから文言を追加します。

### 3 改正点

PTA の入会については、入会届をもって入会とします。入会した会員は、入会年度の3月31日まで会員としての資格を有し、転校等特段の事情がない限り退会はできません。

### 4 以上のことから、現行の規約を以下の通り変更することを発議します。

#### 第4条 (追加)

#### 改正第4条

- ② この会の会員は、入会届をもって入会とし、入会年度の3月31日までの会員資格を有する。入会期間中は転校等特別の事情がない限りは退会できない。

(第3号議案)

## PTA 規約の改正について

### 1 議案内容

PTA 規約の改正について、PTA 規約第6条及び附則第1条により規約の追加を提案します。

### 2 改正の趣旨について

PTA 活動に関わる個人情報の取扱いについての規則を定めるにあたり、規約に示す必要があるため。

### 3 改正点

これまで PTA 活動に関わる個人情報の取扱いについては規則が定められていませんでしたが、平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が全面施行され、PTA が会員より個人情報を収集したり、提供したり、受ける場合等には、会員の同意が必要となりました。そのため個人情報取扱規則を別紙の通り決めました。その規則を定めることの根拠を規約に求める必要があるため、新たな章を設け、条文を追加することにします。

### 4 以上のことから、現行の規約を以下の通り変更することを発議します。

#### 第5章 個人情報の取扱

第25条 本会における個人情報の取扱いについては、別に定める個人情報取扱規則によるものとする。